

番号	ご質問事項	関東地方整備局での考え方	記載日	備考
1	「団体」ごとにとりまとめて申請しなければならないか。 当方は組織が大きいので、申請が〇〇局ごとに申請できないか。	「団体」でとりまとめて申請してください。 したがって、中央省庁、都道府県、市町村、各々1申請となるようにしてください。 4番もご確認ください	H28.6.10	
2	市町村（特定行政庁）は、都道府県を経由するのか。	都道府県を経由する必要はありません。	H28.6.10	
3	申請をとりまとめる部局は、建築関係部局（確認検査等を取り扱う部局など）でなければならないか。例えば、建築保全を担当している部局（施設管理部局）や財産管理部局でもよいか。	各団体でご判断いただけます。 （とりまとめ部局は各団体1部局をお願いします）	H28.6.10	
4	申請をとりまとめる部局において、申請書や住民票等の添付書類の審査、一覧表の作成等、すべてを行わなければならないか。	各団体でご判断いただけます。 なお、申請する際の一覧表を複数（例えば部局ごとになっているなど）とすることはご遠慮ください。	H28.6.23	
5	住民票、登記されていないことの証明書は、申請する職員、すべてのものが必要であるか。	申請時に当方あて提出いただくのは、申請書のみとなります。住民票、登記されていないことの証明書は、提出していただく必要はありません。 なお、建築基準法施行規則第6条の17第2項（及びそれを準用する規定）において交付申請書に添付する書類として、定められているものです。	H28.6.10	
6	住民票は、このために職員に提出させないといけないか。 つい最近、手当関係で職員に提出させているのだが、それで兼ねてもよいか。	各団体でご判断いただけます。	H28.6.10	
7	この申請で、交付を受ける資格者証で点検できる建築物等は。	建築基準法第12条第2項及び第4項、「建築基準法第12条の2第1項第1号並びに同法第12条の3第3項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者について」（平成28年3月10日付け事務連絡、国土交通省住宅局建築指導課長から関係課長あて）にて、ご確認ください。 なお、個別具体的な建築物等の点検についてのご相談（申請で交付を受ける資格者証で〇〇庁舎、〇〇設備を点検できるかどうか、といったようなご相談）はお受けできませんので、ご了承ください。	H28.6.10	
8	対象となる建築物等がない（または、対象となる建築物等の点検はアウトソーシングしている）が、申請をしておいたほうがよいのか。	必要ありません。	H28.6.10	
9	建築物等の点検（維持保全）をアウトソーシング（外部委託）しているが、その外部委託業者は含められるのか。	含めることはできません。対象は職員（公務員）だけです。	H28.6.10	
10	2年以上の実務経験とは。	平成28年国土交通省告示第483号「建築基準法第12条の2第1項第1号に掲げる者と同等以上の専門的知識及び能力を有する者等を定める件」第2及び第4に該当するかどうかを、各団体でご判断ください。	H28.6.10	
11	人事異動した場合に、異動した事実を申請（報告、届）する必要があるか。	必要ありません（一覧表には勤務先を入れる欄はありません）。 なお、この申請の方法でなく、必要な講習を受けて資格者証を受け取る場合（個人申請）においても、建築基準法施行規則では変更の申請は定められていません（同規則で定められているのは、交付申請、再交付、返納だけです）。	H28.6.10	
12	人事異動で、建築物等の点検を担当する部署を外れた職員は、失効として申請に含める必要があるか。	必要ありません。 ただし、団体の判断として失効扱いとする場合には、手続き上は退職者と同様の方法で、次回申請時に一覧表に含めていただいてもかまいません（この場合、当該職員に再度資格が必要になった時は、新規と同じ扱いとなりますから、当該職員から申請書等をご提出いただく必要があります）。	H28.6.10	
13	登記されていないことの証明書の取得方法は。	2019年9月14日に「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行について」が施行されたことにより、本施行日以降の申請に「登記されていないことの証明書」を取得する必要はなくなりました。	R1.9.20	
14	一級建築士や二級建築士の免許を持っている職員、または必要な建築物調査員等の資格者証を持っている職員であっても、当団体の施設を点検する職員は申請に含めないといけないのか。	含める必要はありません。 建築基準法第12条第2項及び第4項をご確認ください。	H28.6.10	

※法令等の条項は、記載日時点のもので、後日の法令改正により条ずれ等がありえますので、ご注意ください。

番号	ご質問事項	関東地方整備局での考え方	記載日	備考
15	申請受付が、例年4～5月となっているが、人事異動期が4月でない（7月や1月）ため、当団体での申請時期としては適当でないと考えられるが、受付期間以外は受け付けられないのか。	受付いたします。 なお、この場合においては、1年度内において1度の申請となるよう、申請時期をご検討ください。	H28. 6. 10	
16	一覧表には、常に、資格が必要な職員すべてを記載しないといけないのか。	その通りです。 一覧表には、その時点で資格を有する職員を黒字で、新たに申請する（申請書のある）職員を赤字で記載してください。また、前回申請した以降に、退職等で失効した職員は失効欄に赤字でその旨を、氏名変更となった（再交付申請のある）職員は氏名欄に赤字で変更内容を、それぞれ記載してください。 詳しくは、関東地方整備局ホームページにある説明をご確認ください。	H28. 6. 17	
17	一覧表で、「欠格事由2（ある）理由」には何を記載するのか。	申請書の欠格事由欄2の「返納命令を受けたことがあるときは、その年月日」の年月日を入れてください。 なお、関東地方整備局ホームページ掲載の一覧表では「欠格事由2（ある）返納命令日」と記載を変更しています。	H28. 6. 23	R1. 9. 20修正
18	一覧表の「失効※」は※印がついているので、申請側で記載する欄ではないと思うが、退職者等の場合の失効情報を記載するように（関東地方整備局のホームページでは）説明がある。どちらが正しいか。	関東地方整備局ホームページにある説明のとおりとしてください。	H28. 6. 17	
19	一覧表で入りきらない（表示・印刷されない）が、どうすればよいか。特に、現住所欄はマスが小さすぎて無理である。	欄の列幅・行幅は変更してかまいません。 なお、関東地方整備局ホームページ掲載の一覧表では、適当と思われる列幅・高さで作成されておりますので、ご利用をご検討ください。	H28. 6. 23	
20	（申請時に、電子データを同封していただく必要はなくなりましたので、このご質問事項は削除します。）	（削除）	H28. 9. 7	取扱変更
21	返信用封筒には、切手の貼付が必要か。	現時点では必要ありません。 なお、返信用封筒は、返送先の、郵便番号、住所、宛名を記載した、A4が入る封筒（角2）としてください。	H28. 9. 7	取扱変更 H30. 9. 25修正
22	一覧表はA3で作成されているが、印刷はA4でよいのか。	よいです。A3ですと、各団体でも、当方でも、折りたたんで保管することになり扱いづらいかと思しますので、A4に縮小していただいかまいません。 なお、関東地方整備局ホームページ掲載の一覧表は、A4レイアウトです。	H28. 6. 23	
23	一覧表には、各団体の長の公印押印が必要なのか。	各団体の文書取扱い上、公印が省略できる場合には、省略していただいかまいません。 例えば、関東地方整備局の場合は、法令に基づくものを除いて、他の行政機関に発送する文書には公印押印・電子署名を省略することができるものとされています（平成23年国土交通省訓令第27号「地方整備局行政文書取扱規則」）ので、このような取り扱いが団体で定められている場合には、公印の押印を省略して差し支えありません。	H28. 6. 10	
24	交付される資格者証は、各団体ごとに、資格者証の種類ごとに1枚だけ（初回申請時にのみ）交付、とあるが、具体的にどういうことか。	次のようになります。 ①特定建築物調査員資格者証（ある場合） 1枚 ②建築設備検査員資格者証（ある場合） 1枚 ③防火設備検査員資格者証（ある場合） 1枚 ④昇降機等検査員資格者証（ある場合） 1枚 ⑤一覧表（申請時提出の一覧表の写し） 1部 ①～④は資格者証で、⑤が①～④の別紙となります。 なお、⑤は、資格者証（①～④）ごとではなく、1部で①～④の別紙扱いとなります。 また、資格者証は、種類ごとに初回申請時に1回だけ交付されますので、以後、すでに交付された資格者証については、一覧表（上記⑤）と各職員の申請書が申請されたとしても、新たに資格者証が交付されません。 関東地方整備局ホームページにある、一覧表の作成方法にて、「この一覧表で発行される資格者証が何か」を記載しましたので、ご確認ください。	H28. 9. 7	取扱変更 H30. 9. 25修正

※法令等の条項は、記載日時点のもので、後日の法令改正により条ずれ等がありえますので、ご注意ください。

番号	ご質問事項	関東地方整備局での考え方	記載日	備考
25	退職した者など、資格を失効させるべき職員について、逐次、報告する必要があるか。	必要ありません。 次回の申請時に、失効情報として退職者等の情報を一覧表に記載していただければ足ります。 なお、この記載は次回の申請時までは資格が有効である、という意味ではなく、各団体において「失効した」と判断した時、もしくは欠格条項に該当した時に、失効となります。 (手続要領をご確認ください)	H28. 6. 10	
26	汚損、滅失等を理由に再交付はできるか。	できません。 (各団体で種類ごとに1枚交付した資格者証を、汚したりなくしたりするというようなことは、想定していません)	H28. 6. 10	
27	資格者証交付後の職員に、婚姻等に伴う氏名変更があった場合には、どうすればよいか。	再交付申請書を次回の申請時にご提出ください。 この場合の一覧表への記載方法は、すでに申請したときの当該職員の氏名欄に、変更後の氏名を赤書きしてください。	H28. 6. 21	
28	資格者証交付後の職員が婚姻したが、職場では旧姓使用となる。この場合、氏名変更の手続きが必要であるか。	当手続方法により交付された資格者証は、団体の所有する建築物等の点検についてのみ有効で、その点検は団体の職員としての業務なので、職場で旧姓使用が認められたのであれば、資格者証についての変更手続きは不要です。	H28. 6. 10	
29	資格者証が交付されるまでは、申請した職員に点検をさせてはいけないうか。	国土交通省住宅局建築指導課から「資格者証が交付されるまではいけない」という回答がありました。 なお、新たに点検に携わる職員が発生した場合、その職員を追記した一覧表の申請が必要となりますが、すでに必要な資格者証が(団体として)発行されている場合には、資格者証の発行はありませんので、特段の制限は生じない旨の回答も合わせて受けています。	H28. 9. 7	正式回答あり
30	送付状は必要か。	特に必要ありません。 しかし、連絡先が分かるように送付してください。	H28. 6. 23	H30. 9. 25修正
31	手続や、交付予定時期などについて問い合わせてもよいか。	ご遠慮ください。 手続き方法は、関東地方整備局ホームページに掲載していますので、そちらでご確認ください。 交付予定時期は、お問い合わせいただいてもお答えいたしかねます。	H28. 6. 23	
32	本手続きの書面と、職員個人の資格者証交付申請(例えば、建築基準適合判定資格者登録証を持っている職員の、建築物調査員等の資格者証交付申請)を同封してもよいか。	別々に申請をお願いします。 なお、公務員の方で、建築基準適合判定資格者登録証をお持ちの方は、その方個人で申請していただくこととなります(都道府県、市町村で、所属職員分をとりまとめる必要はありません)。	H28. 6. 23	
33	資格者証の交付を受けてから、その別紙に記載されている職員のいずれかが建築基準法第12条の2第3項(返納命令)に該当するような場合、別紙の職員すべてについて資格がはく奪されるのか(団体で各資格ごとに1枚しか資格者証がないので、返納命令を受けた場合には、その別紙の一覧表記載の全ての職員の資格がないものになってしまうのか)。	資格がはく奪されるのは、当該条項に該当した職員だけで、別紙に記載されていた職員すべてがはく奪されるわけではありません。 当該職員に対する返納命令を受けた場合は、別紙の失効欄にその旨を記載して団体の長の証明のうえ申請手続きをしてください(返納命令がなかったとしても、当該条項に該当した職員については、次回の申請の際に(退職者と同様の記載方法で)一覧表に失効した旨を記載して申請してください)。	H28. 8. 31	
34	各職員の申請日(申請書記載の申請日)は、バラバラでもよいか。	よいです。 ただし、一覧表の証明日(団体の長の公印押印日等)や送付日(消印日)よりも後の日付としないください。	H28. 8. 31	
35	申請書は、署名以外は手書きでなくてもよいか。 例えば、勤務先の名称、住所をあらかじめ(PDFのテキスト注釈などで)入れた申請書を職員に配布してよいか。	よいです。	H28. 8. 31	R3. 1. 8_修正
36	再交付申請書の様式はいつ用意されるのか。	関東地方整備局ホームページにアップロードしました。 なお、この様式を使うのは、資格者証が交付されたあと、一覧表に記載がある職員に、氏名変更があった場合だけです。氏名変更があった場合の一覧表の記載方法は、関東地方整備局のホームページでご確認ください。	H28. 9. 7	
37	申請書の様式は、国土交通省住宅局から配布されたものを使用してもよいか。	よいです。なお、その場合には、署名すべき部分を入力してしまわないよう、申請者の方に周知するなど工夫してください。	H28. 8. 31	H30. 9. 25修正 R3. 1. 8_修正

番号	ご質問事項	関東地方整備局での考え方	記載日	備考
38	当方では1名だけ申請しようと思うが、この場合でも別紙（一覧表）は必要となるか。	必要です。	H28. 8. 31	
39	申請書で「署名」とあるところは、自署しなければならないか。	そのとおりです。 （デジタル大辞泉による「署名」の意味） 本人が自分の名を書類などに書くこと。また、その書かれたもの。 （デジタル大辞泉による「自署」の意味） 自分で自分の氏名を書き記すこと。また、その署名。	H28. 9. 2	R3. 1. 8_修正
40	一覧表において、その記載内容を証明する者は、記載例では「●●県知事」とあるが、当該団体の長でなければならないのか。 例えば、国土交通省であれば国土交通大臣でなければいけないのか。	団体の長であることは必須ではありません。一覧表の記載内容を証することができる役職であれば、特段の制限はありません。 例えば、財産（建物）管理部局長（例えば会計局長、会計部長、会計課長、財産局長、財産管理課長など）でもかまいませんし、職員の実務経験を管理しているのが人事部局なのであれば「人事部長など」でもかまいません。	H28. 9. 7	